



▲写っている方に写真または画像データを差しあげます。企画調整課まで。

福祉

母子・父子家庭などの児童に小学校入学記念品が贈呈されます

ひょうごボランティア基金の友愛事業の助成により、次の方に入学記念品が贈呈されます。

▼対象児童 平成17年4月に小学校に入学された、母子家庭および父子家庭などの児童。(父母のいない児童を含む)
▼申し込み・問い合わせ 5月10日(火)までに播磨町婦人共励会(中央公民館内)へお申し込みください。

☎0794(37)49959

- 役場・教育委員会 ☎0794(35)0355 ①(35)3398
■健康いきいきセンター ☎0794(35)5578 ①(35)5227
■福祉しあわせセンター ☎0794(35)1712 ①(36)5610
■デイサービスセンター ☎0794(37)6155 ①(37)0065
■加古川総合保健センター ☎0794(29)2923 ①(29)6300
■播磨ふれあいの家 ☎079(678)1481 ①(678)1482

心身障害者扶養共済掛金に対する補助金の振り込み

平成16年度第3期の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金は、4月25日に口座に振り込みます。個人あての通知はしませんのでご了承ください。

▼問い合わせ 健康福祉課 ☎0794(35)23662

障害者手帳のカバーの統一

現在、身体障害、知的障害、精神障害の3種類の障害で異なっている手帳のカバーの色を、4月1日(金)より、赤色に統一することとなりました。対象の方については、健康福祉課窓口で配付しますので手続きをお願いします。

▼対象者 ①身体障害者手帳所持者(赤色のカバー以外を

交通事故の状況

平成17年3月末現在 昨年度比

	件数	傷者	死者
加古川市	672(+71)	834(+95)	3(-2)
稲美町	77(+6)	93(+7)	1(+1)
播磨町	65(-1)	87(+7)	0(-1)

犯罪発生状況

2月の町内犯罪発生件数 53件 (前月比-2件)

種別	件数
空き巣など	1
車上狙いなど	14
出店荒し	3
自動車・オートバイ盗	6
事務所荒し	1
自販機荒し	1
自転車盗	11
器物損壊	6
詐欺・傷害ほか	10

平成17年度犯罪累計108件

「声かけ」で空き巣やひったくりふせよう

お持ちの方) ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者
※現在赤色のカバーの身体障害者手帳をお持ちの方は、カバーを変更しなくては結構です。
▼必要なもの 現在お持ちの障害者手帳
▼問い合わせ 健康福祉課 ☎0794(35)23662

障害児(者)水泳教室を開催します

水に慣れ親しみ、合わせて身体機能の向上、心身のリフレッシュを図ることを目的として、障害児(者)水泳教室を開催します。

▼対象▽町内に住所を有し、小学校4年生から中学校に在学する障害児(身体障害者手帳または療育手帳を所持する児童・生徒、または障害児学

定員実施時期など

対象児童	定員	実施期間(毎土曜日)	実施時間
身体障害児(小学4~6年生)	5人	6月4日~7月23日	午後3時30分~4時30分
身体障害児(中学生)	5人	8月6日~9月24日	午後3時30分~4時30分
知的障害児(小学4~6年生)	5人	6月4日~7月23日	午後2時~3時
知的障害児(中学生)	5人	8月6日~9月24日	午後2時~3時
16歳以上の身体障害児(者)	5人	10月1日~11月19日	午後3時30分~4時30分

▼実施方法 1コース8回(1回1時間)を2カ月間で実施します。入水前の準備として血圧測定などを行います。

▼申し込み 申込書に必要事項を記入のうえ、播磨町健康いきいきセンターに提出してください。申込者が多数のときは抽選になります。
▼受付期間 5月10日(火)~24日(火) 午前9時30分~午後5時(月曜日は除く)
▼問い合わせ 播磨町健康いきいきセンター ☎0794(35)5578
健康福祉課 ☎0794(35)23662

寝具乾燥消毒サービス

寝たきりなどの状態で、寝具類の衛生管理が困難なご家庭に専用車両で訪問し、寝具などを乾燥消毒するサービスです。所要時間は、30分程度です。

▼対象者 町内に居住する高齢者および身体障害者で、家庭で寝具などの衛生管理が困難な方。
▼費用 1回につき300円
▼申請方法 健康福祉課で申請書に記入してください。申請は、ご家族など代理の方も可能です。

▼問い合わせ 健康福祉課 ☎0794(35)23662

播磨町社会福祉協議会在宅介護支援センター
☎0794(35)1841

あへの里在宅介護支援センター
☎0794(37)5588

訪問理美容サービス

在宅で寝たきり状態にあり、理容院などに出向くことが困難な高齢者および障害者の方を対象に、理容師または美容師がご家庭を訪問し理美容サービスを提供しています。

▼対象者 町内に住所があり、在宅で寝たきりの状態にある高齢者および障害者
▼利用料金(理容・美容共通) カット500円、シャンプー

播磨町社会福祉協議会在宅介護支援センター
☎0794(35)1841

あへの里在宅介護支援センター
☎0794(37)5588

「ご存知ですか? あんしんボタン」
急病や事故などの方が一瞬の間に、近隣の方の協力により速やかに援助が受けられるようにあんしんボタンを貸与します。

▼対象者 町内に住所がある65歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、要介護認定3以上の高齢者がいる高齢者世帯
▼費用 設置時に所定に

て負担があります。(上限1万2千円)
▼条件 3人の近隣協力者と民生委員の証明が必要です。
▼申請方法 健康福祉課にある申請書にご記入ください。申請は、ご家族など代理の方も可能です。
▼問い合わせ 健康福祉課 ☎0794(35)23662
播磨町社会福祉協議会在宅介護支援センター ☎0794(35)1841
あへの里在宅介護支援センター ☎0794(37)5588

乳がん検診のお知らせ

- ▶日程 12月12日(月)・13日(火)・14日(水)・15日(木)・16日(金)・17日(土)、1月12日(木)・14日(土)・17日(火)・19日(木)・20日(金)・21日(土)、2月6日(月)・10日(金)・14日(火)・15日(水)・21日(火)・23日(木)・25日(土)
▶受付時間 午前8時30分~9時、午後1時~1時30分
▶場所 加古川総合保健センター
▶対象 40歳以上の女性住民
▶検診内容 問診、視触診、マンモグラフィ検査(乳房X線検査)
▶定員 半日あたり15人 ※定員となり次第、締め切りとします。
▶個人負担金 3,300円
▷個人負担金の免除対象者
・生活保護法による被保護世帯に属する方
・住民税非課税世帯(世帯全員が住民税非課税)に属する方
※免除対象者で免除を希望される方は、加古川総合保健センターへ申し込み後、受診日の1週間前までに印鑑を持参の上、健康福祉課へお越しください。
▶申し込み 5月9日(月)から、加古川総合保健センターへお申し込みください。(午前8時30分~午後4時30分 土・日・祝日を除く) ☎0794(29)2923
※他の検診とセットの健診を希望される方は、センター健診・住民健診を受診ください。
※日程などは健康カレンダーおよび毎月の広報で確認してください。
▶問い合わせ 健康福祉課 ☎0794(35)2362

社会福祉法人に移管予定の町立蓮池保育園を運営する法人を募集

- ▶対象 次のすべての条件に該当する法人 ①社会福祉法人(平成17年度中に取得見込を含む) ②保育所運営の経験を有すること。③社会福祉法人の主たる事務所を播磨町、稲美町、加古川市、高砂市、明石市内に有すること。④町の保育行政を理解し、積極的に協力すること。⑤その他町の定める条件を満たし、移管後も遵守すること。
▶移管する施設の概要
▷所在地 野添2丁目275番地の3
▷名称 町立蓮池保育園 ▷定員 160人
▷構造 木造1階建て ▷建築年 平成11年
▶移管日 平成18年4月1日
▶説明会 ▷日時 5月11日(水)午後1時30分~
▷場所 播磨町中央公民館視聴覚室
※応募予定者は必ず出席してください。(1法人につき2人以内)
▶申し込み・問い合わせ 5月23日(月)~6月3日(金)の間で。 地域福祉課 ☎0794(35)2361

介護保険のサービス利用の減免制度

介護保険においてサービスを利用する場合、次のような減免制度があります。

○社会福祉法人のサービスを利用する場合の減免措置

現在、介護保険において要介護・要支援認定を受けられた方で、社会福祉法人が提供するサービス（ホームヘルプサービス・施設入所など）を利用している生活困窮者（生活保護受給者を除く）の自己負担額を減額する制度です。詳しいサービス内容などにつきましては、表①をご覧ください。

対象サービス	減免対象費用	減免率	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	旧措置者	日常生活費(月額1万円が上限。以下同じ)および居住費自己負担分(小規模生活単位型特別養護老人ホーム。以下同じ)	1/2
	平成12年4月1日以降の入所者	利用者負担額・標準負担額・日常生活費および居住費自己負担分(ただし、当該サービスを1月を通じて受けている者については、介護保険制度における高額介護サービス費の適用を行った後の額とする)	
訪問介護(ホームヘルプ)	利用者負担額		
通所介護(デイサービス)	利用者負担額および日常生活費		
短期入所生活介護(ショートステイ)	利用者負担額・日常生活費および居住費自己負担分		

○介護保険施設における標準負担額(食事代)の減額措置

介護保険の施設に入所されている方の食事代(標準負担額)が減額されます。対象となる方は、表③の通りです。該当すると思われる方には、5月中旬にそれぞれお知らせいたしますが、それ以外の方でも該当すると思われる方は健康福祉課までご相談ください。

表② 介護保険サービス利用の減免の対象となる方(基準額)

【居宅サービス利用者】
 ・高額介護サービス費の上限額が15,000円である方
 および保険料の第1段階の方(老齢福祉年金受給者・利用者負担額が減免されなければ生活保護受給者となってしまう)
 ・生活困窮者(次のすべてに該当する人)
 ア 世帯の収入金額が次の額以下の方

世帯人数(申請者を含む)	基準額(年収)
1人	120万円

※世帯人数(40歳以上の被保険者)が1人増えるごとに、60万円を加算した額が基準額となります。
 イ 他の世帯の扶養を受けていない人
 ウ 資産などを活用してもなお生活が困窮状態にある人

【施設サービス利用者】 収入金額が60万円以下の人

標準負担額減額対象者	一日当たりの標準負担額
一般世帯	780円
世帯全員が町民税非課税	500円
生活保護の受給者・老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税	300円

あなたも『ふれあい自然農園』に来てみませんか？

皆さんと共に自分たちの手で野菜を作り、食生活について振り返る、はりま健康プラン『ふれあい自然農園』。昨年の秋はサツマイモが大収穫で、農園には子どもから大人まで、たくさんの笑顔があふれました。

現在はタマネギとジャガイモがすくすくと育っています。あなたと一緒にサツマイモやタマネギ、ジャガイモを育てて、収穫してみませんか？
 日ごろ、畑とふれあうことの少ないお子さんにもよい体験になると思います。どなたでもご参加ください。

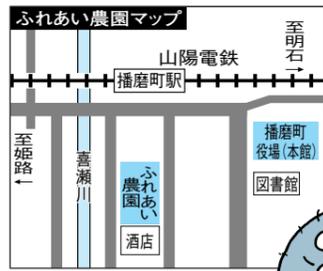


▶平成17年度日程(予定)

5月14日(土)	ジャガイモ掘り・タマネギ収穫
5月21日(土)	ヤーコンおよびサツマイモ植え付け(申し込み必要)
6月11日(土)	除草
7月9日(土)	除草・秋ジャガイモ植え付け準備
8月20日(土)	除草・秋ジャガイモ植え付け
9月10日(土)	除草
10月8日(土)	サツマイモ掘り
11月12日(土)	除草・ヤーコン収穫・タマネギ植え付け(申し込み必要)
12月10日(土)	除草・ジャガイモ植え付け準備
1月14日(土)	除草・ジャガイモ植え付け
2月18日(土)	除草
3月11日(土)	除草

- ▶時間 いずれも午前8時～
- ▶場所 東本荘1丁目9「ふれあい農園」(地図参照)
- ▶服装 汚れてもよい服装、履物
- ▶持ち物 移植ゴテ、軍手
- ▶主催 はりま健康プラン「ふれあい自然農園グループ」

※日程変更・事前申し込みが必要な場合があります。今後も広報の案内をご覧ください。

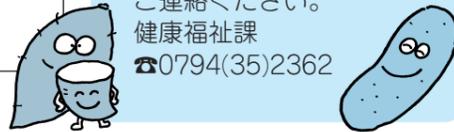


一緒にヤーコン・サツマイモを作ろう！ ヤーコン・サツマイモ 植え付け参加者募集

ヤーコンは生で食べられるイモです。味や歯ざわりはナンに似ています。

▶日時
 5月21日(土) 午前8時～
 [小雨決行、雨天の場合は、5月28日(土)に延期]

▶申し込み・問い合わせ
 参加希望の方は、5月20日(金)までに、氏名・参加人数をご連絡ください。
 健康福祉課
 ☎0794(35)2362



健康づくり栄養講座(いずみ会リーダー養成講座生)募集

日程	内容
5月30日(月)	さあ、皆さん。これから6ヵ月楽しくやりましょう
6月6日(月)	あなたの健康。みんなの健康
6月20日(月)	みんなで献立を立ててみよう！①
6月27日(月)	みんなで立てた献立、調理してみよう！①(調理実習)
8月1日(月)	この時期に多い食中毒の話
8月29日(月)	生活習慣病を予防しよう！①(調理実習)
9月中旬	ちょっと、リラックス
10月3日(月)	生活習慣病を予防しよう！②(調理実習)
10月中旬	あの食品、どうやって作るの？(バス旅行)
10月31日(月)	みんなで献立を立ててみよう！②
11月7日(月)	みんなで立てた献立、調理してみよう！②(調理実習)
11月28日(月)	さあ、皆さん。無事に卒業できましたか？

健やかな人生を送るためには、食事・運動・休養のバランスが大切です。その中でも、つついバランスが崩れてしまいがちなのが食事のこと。仲間と一緒に講義や調理実習、バス旅行など、わいわい楽しく、食事や健康づくりについて考えてみませんか？(40時間受講された方は、いずみ会のリーダーとして活躍していただけます)

▶時間 午前9時30分～12時30分
 (実習のときは午後1時まで)
 ▶場所 中央公民館
 ▶参加費 テキスト代 約1,200円
 ▶定員 先着30人
 (定員になり次第締め切ります)

▶申し込み・問い合わせ
 5月13日(金)までに健康福祉課へお申し込みください。(土・日、祝日を除く)
 健康福祉課 ☎0794(35)2362



健康福祉課
 ▼問い合わせ
 ☎0794(35)2362

減免対象者	減免金額
①本人または生計を維持している者が火災などで住宅や財産に2分の1以上の損害を受けた方	保険料の全額
②生計を維持している者の死亡や長期入院で所得が2分の1以下になった方	今の保険料と減った所得を基に計算し直した保険料との差額
③生計を維持している者が事業の廃止や失業で所得が2分の1以下になった方	
④生計を維持している者が不作為や不漁で所得が2分の1以下になった方	
⑤第1段階の老齢福祉年金受給者で以下の全てに当てはまる方 (ア)世帯全員の前年の収入金額が次の金額以下であること	保険料の2分の1
単身世帯 60万円	
二人世帯 60万円 三人以上の世帯 60万円+17.5万円×(世帯の人数-2)	
(イ)資産などを活用してもなお生活が困窮していること (ウ)町民税が課税されている者と生計同一でないまたはその者の扶養を受けていないこと	
⑥第2段階の方で以下の全てに当てはまる方 上記(ア)(イ)(ウ)に同じ	保険料の3分の2
⑦第2段階の方で以下の全てに当てはまる方 (ア)世帯全員の前年の収入金額が次の金額以下であること	保険料の3分の1
単身世帯 120万円	
二人世帯 120万円 三人以上の世帯 120万円+35万円×(世帯の人数-2)	
上記(イ)(ウ)に同じ	
⑧第2段階の方で外国籍高齢者等福祉給付金受給者の方	
⑨監獄、労役場などの施設へ1ヵ月を超えて入所している方	入所月から退所月の前月までの期間の保険料

次の表の①～⑨にあたる方は、介護保険料の減免対象となります。
 ※減免を受けるには、申請が必要です。

介護保険料の減免制度

虐待を見つけたら、すぐに通報を

虐待の予防、早期発見・早期対応に「協力をお願いします」。
児童福祉法が改正され、平成17年4月から市町において「虐待」をはじめ児童に関する相談に応じることになりました。

役場地域福祉課または兵庫県中央子ども家庭センターにご相談ください。

「虐待」ってなに？

「児童虐待」とは、保護者が18歳未満の子どもの心身を傷つけ、すこやかな成長や発達を妨げる次の行為をいいます。

- 身体的虐待 身体に傷を負わせたり、そのおそれのある暴行をすること
- 性的虐待 性的ないたずらや性的な行為をすること
- 保護の怠慢・拒否 適切な衣食住の世話をしないうで放置するなど、正常な心身の発達を妨げること（保護者以外の同居人による虐待を放置することも含まれます）
- 心理的虐待 言葉や態度により心に大きな傷を負わせること（子どものいる前での配偶者への暴力も心理的虐待に

含まれます）

「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通報）してください。「しつけのつもり」は言い訳です。虐待はあなたの周りで起こっていることです。通告したことの秘密は守られます。

▼通報先・相談窓口

- 地域福祉課
☎0794(35)2361
- 兵庫県中央子ども家庭センター
☎078(923)9966
- 虐待ホットライン（24時間対応）中央子ども家庭センター
☎078(921)9119
- ※夜間・休日や緊急の場合は110番にしてください。

「協力をお願いします」

日本赤十字社員に加入を

5月は全国一斉の赤十字社員増強月間です。

赤十字は「人の命と尊厳を守る」ことを目的として、医療事業や献血を始め、国内外での救援活動など、幅広い分野で活動を行う国際的な組織です。

日本赤十字社では、医療活動や献血、災害救護や国際救援、社会福祉、看護師や青少年赤十字などの人材の養成、救急法などの普及講習などの活動を行っています。この活動は、すべて皆さまから寄せられた善意が財源になっています。

期間中、ご家庭に赤十字の奉仕団員や自治会などの役員の方が訪問されましたら、赤十字の活動にご理解をいただき、1人でも多くの方が「赤十字社員」に加入してください。お問い合わせをお願いします。

▼問い合わせ 地域福祉課
☎0794(35)2361

400ml献血にご協力を 役場に献血車が来ます

一人一人の血液は、たとえ血液型が同じでも微妙に違います。医療機関では、患者への輸血時に副作用などの発生を少なくするため、一人の献血者からより多くの量を献血してもらえらる400ml献血で得られた血液を必要としています。

- ▶日時 5月16日(月)
午前10時～11時45分 午後1時～3時30分
- ▶場所 役場 第1庁舎ロビー前
- ▶問い合わせ 健康福祉課 ☎0794(35)2362

委員を募集します

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員

播磨町では、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の策定にあたり、皆さんのご意見や要望を反映するよう、住民代表の委員を募集いたします。

- ▼資格 播磨町に在住で、任期中5回程度の会議に出席できる方。
- ▼募集人員
▽65歳以上の方 1人
▽40歳以上65歳未満の方 1人
- ※いずれも平成17年4月1日現在の年齢
- ▼応募期限 5月20日(金)（郵送の場合は当日の消印有効）
- ▼選考方法 多数の場合は抽選により決定いたします。
- ▼委嘱期間 委嘱日より平成18年3月
- ※委員会出席について、日額報酬を支給します。
- ▼問い合わせ 健康福祉課
☎0794(35)2362

あなたもシェフに！ 吾もマジシャンに！
土曜子どもいきいき体験隊に参加しませんか？

学校が週休2日制になり、小学生を対象に休日の土曜日を有効に活用するために、「土曜子どもいきいき体験隊」を実施してから、4年目を迎えます。創造力を養い、探究心を深め、自分の良さを見つけに来ませんか？

- ▶活動日 原則として毎月第1土曜日
午前9時30分～11時30分
- ▶内容 料理・お菓子作り・英語・読書・昔遊び・マジック・リサイクル大発見・将棋・折り紙・ローブクラフト・暮らしのSOSなど
- ▶指導 町内のボランティアの方
- ▶申し込み 応募用紙は、5月中旬に各小学校ごとに配布します。募集要項をよく読んで、申し込んでください。
- ▶問い合わせ 生涯学習課 ☎0794(35)0565

温かい声かけ・まなざし・見守りで育てよう、地域の子どもたち

播磨町青少年問題協議会（会長 佐伯町長）では、2つの柱のもとに各団体でその実践に向けて取り組んできました。3月の協議会で話し合い、この活動にさらに多くの皆さんに参加を呼びかけることとしました。



人と人との出会いはまず あいさつから

女性団体では、毎月2回各小学校の正門前に立ち「おはよう」「今日もがんばってね」と声かけ運動を行っています。「地域のおばさんたちもみんな見ているよー」と子どもたちとふれあうことにより、元気な子どもたちの声と笑顔に会うのが楽しみとのこととです。

中学校では生徒会を中心にあいさつ運動を、また中学校PTAでは立ち番指導をしていて、活動を地域に広め交流を深めていく運動を展開中。

一方、播磨南高校など加印地区の高校でもPTAが中心となり、全ての高校生に声か



▲あいさつ運動を実践する女性団体の皆さん

け運動をしています。協議会では、あいさつ運動の取り組みを、学校・PTA・自治会などで進めることが、人と人とのコミュニケーションを深める第一歩だと確認していました。

地域活動への参加を

播磨南高校では、生徒によるボランティア委員会が窓口になり、健康福祉フェア、夏まつり、大中遺跡まつりなど、町の行事に進んで参加し地域との交流を深めています。20代、30代の親への働きかけとして、地域の大切さ、人としての義務を十分理解してもらおうと大切と話し合いました。

「子どもに夢を持たせたい」また、「子育て中の親の参加が少ない」など、地域活動への参加については、厳しい意見も出ました。

会長の佐伯町長は、「行政に任せる」から「住民自らが行う」という意識改革が大切。子どもたちも所属しているところで認められることが大切であり、そのしかけ作りが求められています。親や教師に

も働きかけていく必要があります。あいさつはコミュニケーションを深めるために大切であり、あわせてファミリーでの活動参加も、進めていかなければならない。協議会活動を広げながら、住民一人一人の活動につながるよう、団体を支援していきたいと結びました。

子育ては家庭と地域から

副会長の辻教育長からは、「社会の最小単位としての家庭を大切にして、地域に根ざした人を育てる。0歳児からの子育てを重視して、大人たちも地域の子どものために教育にかかわっていく。さらに、子どもたちが夢を持って、あんな大人になりたいと憧れられるような指導が必要」と述べました。

今後、それぞれの団体を中心として、皆さん一人一人が子どもたちに温かい声かけと、まなざしにより見守り続けていきたいと思います。

- ▼問い合わせ 生涯学習課
☎0794(35)0565



人権教育のすすめ第34集 「語りつづけますか？ 家族」

この広報と一緒に配布しました「人権教育のすすめ第34集」は、ご家族で話し合っていたためにゲームも採り入れていきます。皆さんで楽しんで後、答え合わせをしてみましょ。

- ▼「まぢがいがし」の答え
・金魚の数(右上)
・りんご(右)
・タコの目(左上)
・やきとりのうちわ(左上)
・補助犬の名前(右)
・おばあちゃんの舌(右)
・車いすの女性のスカート模様(右)
- ▼外国人の右手指先(左中)
- ▼「クロスワード」の答え
□の文字は、「だいすきはじま」「はりまたいすき」どちらでも正解です。
- ▼問い合わせ 生涯学習課
☎0794(35)0565

選挙

兵庫県知事選挙の投票立 会人、および投票所事務 従事者の募集

- 1 投票立会人
 - ▼応募資格要件 播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者
 - ▼募集人数 各投票所2人ずつ、合計26人。応募者多数の場合は抽選で決定します。
 - ▼応募方法 5月16日(月)までに、電話、ファックスまたは電子メールにて応募してください。
 - ▼立会場所 名簿に登録されている投票所
 - ▼立会時間 投票日当日、7月3日(日)の午前6時45分〜午後8時
 - ▼報酬 1万1千円
- 2 投票所事務従事者
 - ▼応募資格要件 町内に居住する40歳位までの有権者(選挙啓発の一環として募集します)
 - ▼募集人数 各投票所1人ずつ、合計13人。応募者多数の場合は抽選で決定します。
 - ▼応募方法 5月16日(月)まで

に、電話、ファックスまたは電子メールにて応募してください。

▼勤務場所 別途指定する投票所

▼勤務日時 投票日当日、7月3日(日)の午前6時45分〜午後8時

▼賃金 日額1万3千円

▼応募・問い合わせ 投票立会人・投票所事務従事者とも選挙管理委員会
 ☎0794(35)0357
 FAX0794(35)33998
 電子メールアドレス
 soumu@town.harima.hyogo.jp

点字および音声による「選挙のお知らせ」配布

兵庫県選挙管理委員会では、視覚に障害のある方々に選挙・候補者に関する情報を点字または音声(朗読テープ)にした「選挙のお知らせ」を、県内の配布を希望する視覚に障害のある方に無料配布しています。

情報 の ページ

税

平成17年度軽自動車税の 減免申請は5月24日までに

自動車税の減免を受けていない障害者が利用する軽自動車、原動機付自転車、軽二輪などについては、軽自動車税が減免される制度があります。

▼対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が利用する軽自動車など。

※障害の程度によっては、減免できない場合もあります。

▼減免台数 障害者1人につき1台のみ

▼申請期限 5月24日(火)

▼軽自動車税の減免申請に必要なもの

▽障害者が所有し、自ら運転する場合 ①身体障害者手帳など ②運転免許証 ③印鑑

④納税通知書

▽障害者と生計を同一にする者が障害者のために所有し、運転する場合 先に挙げた①④のほか、⑤通院・通学などの証明書(診察券、学生証など)

▽障害者のみの世帯を常時介護する者が所有し、運転する場合 先に挙げた①④のほか、⑤常時介護証明書

※印鑑は、納税義務者と申請者のものをご持参ください。

▼申請・問い合わせ 税務課軽自動車税係
 ☎0794(35)0358
 納税通知書は5月11日(水)に発送予定。
 納期限は5月31日(火)です。



自動車税の納期限

自動車税の納期限は5月31日(火)です。

納税はお近くの銀行・農協などの金融機関、郵便局または県税事務所です。

▼問い合わせ 県民局県税事務所自動車税課税課
 ☎0794(21)9271

催し

要約筆記ボランティア 養成講座 受講者募集

要約筆記とは、難聴者や高齢者など耳が聞こえない方に対して、話し言葉を文字で表して情報を提供する活動です。

講演会や会合などの場で聞こえない方にも参加してもらえ、よつこ活動しています。

講座では、聞こえない方への理解を深めること、話し手に遅れないための要約をする技術を身につけていただきます。

▼日時 5月19日(木)〜7月7日(木) 午前9時30分〜正午 全8回コース

▼場所 播磨町福祉しあわせセンター

▼参加費 500円(テキスト代)

▼申し込み・問い合わせ 5月10日(火)までに、播磨町社会福祉協議会まで電話で申し込みください。

播磨町社会福祉協議会
 ☎0794(35)1712

いずみ会料理講習会

▼日時・場所
 5月10日(火) 中央公民館
 5月11日(水) 野添コミセン
 5月18日(水) 南部コミセン
 5月27日(金) 中央公民館

※いずれも午前9時30分〜12時30分

▼内容 旬の野菜をたっぷり

▼参加費 500円(当日徴収)

▼問い合わせ 健康福祉課
 ☎0794(35)2362

播磨町花と緑の協会 「さつき・山野草・寄せ 植え・盆栽展」を開催

日ごろ大切に育てられているさつき、山野草、寄せ植え、盆栽を出展してみませんか?

▼日時 5月28日(土) 午前9時〜午後5時、29日(日) 午前9時〜午後2時

▼場所 中央公民館大ホール

▼出展方法 5月27日(金) 午後1時〜4時の間に、中央公民館大ホールへ、作品を直接搬入してください。

ただし協会員以外の方は、1人につき1点限りとし、また展示会終了後、29日(日)の午後2時〜4時の間に各

▼対象となる選挙 国政選挙、県知事選挙、県議会議員選挙

▼ご入り用の方は
 点字版・音声版とも、電話か郵便で、郵便番号・住所・氏名・ご希望の種類(点字または音声)を、兵庫県選挙管理委員会までご連絡ください。

本年7月3日(日)に執行される県知事選挙で送付を希望される方は、5月31日(火)までに申し込みください。

一度申し込まれると、以後の選挙では希望された種類で自動的に郵送します。(ただし、選挙の種類によっては、音声版に代えて、点字版を送付する場合もあります)

▼申し込み・問い合わせ 兵庫県選挙管理委員会
 〒650-8567
 神戸市中央区下山手通5丁目10-11
 ☎078(362)3101



野添北公園蓬生庵 月例茶会

自作品の撤収を行っていただきます。

※出展者には参加賞(ミニ肥料)を用意しております。

▼問い合わせ 都市計画課
 ☎0794(35)2366

▼日時 5月15日(日) 午前10時〜午後3時

▼席主 高松 秋風先生(風韻社流煎茶)

▼場所 野添北公園内蓬生庵

▼参加費 300円

▼問い合わせ 蓬生庵
 ☎078(944)6040

ハイキング

▼日時 5月8日(日) 午前7時50分 JR土山駅集合

▼目的地 六甲山

▼行程 阪急芦屋川駅→高座の滝→東お多福山→石の宝殿→六甲最高峰→神鉄有馬温泉

▼交通費 2千200円

▼問い合わせ 山中 一彦宅
 ☎078(943)5097

播磨町菊花会 菊の苗を配布します

毎年秋に開催される菊花展に出展を目指している方に、菊の苗を配布します。

▼日時 5月28日(土) 午前10時〜正午(先着順)

▼場所 役場第一庁舎駐輪場

▼問い合わせ 生涯学習課
 ☎0794(35)0565

普通救命講習I

固定や止血などの応急手当、AED(自動体外式除細動器)を使用した心肺蘇生法

※受講者には、修了証を交付

▼日時 5月28日(土) 午前9時30分〜12時30分

▼場所 加古川市防災センター

▼対象 播磨町、加古川市、稲美町に在住または在勤の人

▼定員 先着25人

▼申し込み・問い合わせ 5月10日(火)午前9時から、電話で消防本部警防課へお申し込みください。

※土・日、祝日は受け付けできません。

加古川市消防本部警防課
 ☎0794(27)6539

地域通貨を体験しよう!

キャストはりま塾 緑化イベントにおいて、クリーンキャンペーンを行います。このキャンペーンに参加し、地域通貨「LETS 阿閑(レッツあえ)」を使ってみませんか。申し込みは不要ですので、当日野添北公園で受け付けをしてください。

▶日時 4月29日(祝) 午前10時〜正午

▶場所 野添北公園 ▶対象 小学生

▶問い合わせ 塾長 福原 隆泰宅
 ☎078(944)3127

世代を超えて元帰塾 世代を超えて漢字検定にチャレンジしませんか

漢字は日本人の宝です。入試に、仕事に、生涯学習に最適です。いまさらと言わずに、シニアのチャレンジ大歓迎!!

▶日時 6月4日(土) 午後1時〜3時

▶場所 中央公民館

▶申し込み・問い合わせ 5月6日(金)までにお申し込みください。資料、その他多数あります。塾長 長尾 貞則宅 ☎078(942)3387

募集

中学3年生をライマ市へ派遣

本町の姉妹都市であるアメリカ・ライマ市へ町内中学生を派遣し、青少年との交流やホームステイなどにより異文化に触れ、国際的な視野を持つ人材の育成を図ります。

※今後の国際情勢によっては、派遣を中止する場合がありますのでご了承ください。

▼日程 8月19日(金)～26日(金) 6泊8日(うちホームステイ4泊)

▼訪問先 アメリカ・オハイオ州・ライマ市ほか

▼対象 町在住の中学3年生

▼派遣人数 10人

▼参加費 10万円

▼申し込み 5月9日(月)～13日(金)に所定の申込書を教育推進室または町立各中学校へ提出してください。

▼問い合わせ 教育推進室 ☎0794(35)0545

「国勢調査」調査員の募集
10月1日、全国いっせいに
行われる「2005年国勢調

査」の調査員を募集します。
▼主な仕事の内容 9～10月、調査地域(約50～100世帯)を確認するほか、各世帯を訪問して調査票を配布、回収し検査をします。

▼募集人員 130人(定員になり次第、締め切ります)

▼応募資格
▽責任をもって調査活動ができる、20歳以上おおむね70歳以下の
▽勤務・警察・選挙に直接関係のない人
▽秘密の保護を厳守できる人

▼申し込み・問い合わせ
企画調整課 ☎0794(35)0356

ふれあいケナフのオーナー募集
日常生活でのガソリン、電気、ガスなどの使いすぎによる二酸化炭素の増加で、地球の温暖化がどんどん進んでいます。地球温暖化の予防には、省エネと自然エネルギーの活用、緑化の推進が求められます。

そこで今年も、地球温暖化防止に役立つ植物、「ケナフ」の植草に取り組みます。休耕地を活用して、1オーナーあたり約100本単位で植えます。

遺産相続、戸籍、不登校児問題など
▼相談員 人権擁護委員、神戸地方法務局加古川支局職員

▼日時 毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時

▼場所 神戸地方法務局加古川支局

▼問い合わせ 神戸地方法務局加古川支局 ☎0794(24)3555

無料特設人権相談所を開設
5月3日(祝)の憲法記念日を中心に、5月1日(日)～7日(土)までは憲法週間です。

憲法週間になんで「無料特設人権相談所」を次の通り開設します。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

▼日時 5月10日(火) 午後1時～3時

▼場所 福祉しあわせセンター

▼相談内容 いじめ問題、名誉、差別、家庭のもめごと、

「全国人権擁護委員連合会」

情報のページ

オーナーには、団体・家族・個人でお申し込みください。

収穫後は、ケナフを使った作品作りやケナフ炭を作った活用します。

▼場所 宮北1丁目の休耕地

▼植え付け日時 6月25日(土) 午後1時～

▼申し込み・問い合わせ
生涯学習課 ☎0794(35)0565



町政モニター事業を実施

播磨町では、住民参加のまちづくりを推進するため、皆さんの建設的な意見や提言をいただく町政モニター事業を実施しています。

モニター員へは、年2回程度町から「モニター用紙」と

それに関する資料などをお送りし、ご意見・ご提言をいただくこととなります。

無作為に抽出した20歳以上の500人に依頼させていただきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

なお、昨年度のモニター員へは引き続きお願いしたいと

生け垣設置に奨励金を交付

生け垣を作ろうとしている方に、奨励金を交付しています。

▲交付対象 ①生け垣は、公道用道路に面し、延長が3m以上あること。②樹木は列状に並び、道路から見える高さが0.5m以上、本数が延長1m当たり2本以上あること。③樹木は奨励木(サザンカ、カイズカイブキ、ベニカナメ、ゴールドクレストなど)で健全な苗木であること。他の樹木でも可能な場合もありますので、事前にご相談ください。④樹木前面の構造物の高さは、0.8m以下であること。ただし、1.8m以下のフェンスについては、この限りではありません。⑤生け垣を作るために既設のブロックなどを取り壊す場合は、取り壊し費用も対象となります。

▲奨励金額 ①町が検認した額(申請者が業者に支払った額とは異なります)とします。ただし、5万円を超える場合は、超えた額の2分の1を5万円に加算し、10万円を限度とした額とします。②既設のブロックなどの取り壊しについても町が検認した額とします。ただし、5万円を限度とします。

▲問い合わせ 都市計画課 ☎0794(35)2366

考えておりますので、よろしくお願ひします。

▼問い合わせ 企画調整課 ☎0794(35)0356

犬の引き取り
▼日時 毎週水曜日 午前10時15分～10時35分

▼場所 加古川健康福祉事務所裏庭(印鑑持参)

▼引取手数料 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)

※時間は厳守でお願いします。

▼問い合わせ 明石健康福祉事務所 ☎0794(917)1622

猫の引き取り

▼日時 5月2日(月)、18日(水) 午前9時～11時

▼場所 産業生活課

▼引取手数料 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)

※前記以外の日時では、引き取りできませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ 産業生活課 ☎0794(35)2364

国民年金Q&A

▼問い合わせ
加古川社会保険事務所 ☎0794(27)4511
住民課国民年金係 ☎0794(35)2363

Q. 学生なので国民年金保険料の納付が困難なのですが…

A. 「学生納付特例制度」
第一号被保険者である学生で、前年所得(1月～3月の申請については前々年所得)が18万円以下である人は、学生納付特例を申請し、承認されれば保険料の納付が猶予される制度があります。(昭和60年1月2日以降の生まれの方は、125万円以下)

▼対象学校
大学(大学院)・短期大学
や専門学校・専修学校の一部
(夜間部、定時制、通信課程
の学生も対象です) 学校教育
法に規定する各種学校(ただし
修業年限が1年以上である
課程に限る)

▼必要書類
学生証の写し、または在学
証明書(各種学校の学生は、
修業年限が1年以上の課程で
あることがわかる学生証、も
しくは証明書)

☆平成17年1月2日以降に播磨町に転入された方は、平成17年1月1日時点の住所地発行の「平成17年度所得課税証明書」

☆平成16年4月1日以降に失業した方は、「失業の事実を

明らかにする証明書(雇用保険受給資格者証など)の写し

▼審査
学生本人の所得だけで審査
されず。

▼承認期間
4月(または申請した月の
前月)から翌年の3月までで
す。4月から制度の適用を受
けたい方は、必要書類を添え
て5月末までに播磨町役場住
民課国民年金担当窓口で申請
してください。なお、申請は
毎年必要です。

▼学生納付特例の申請をし
て、承認されると

①学生納付特例期間中の障害
や死亡といった不慮の事態に
は、障害基礎年金または遺族
基礎年金が支給されます。

②学生納付特例期間は、将来
受け取る老齢基礎年金の受給
資格期間には算入されませ
んが、年金額には反映されな
い期間となります。

③学生納付特例期間について
は、保険料を10年までさかの
ぼって納付することにより、
将来の老齢基礎年金額に反映
させることができます。

▼届け出が遅れたら
学生納付特例制度は、原則
申請のあった月の前月から承認されることになっていま
す。申請が遅れた場合には、承認される前の期間で保険料を納めていない期間は「未納期間」となり、その間に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が支給されない場合があります。

